

## 令和7年度 個人情報保護委員会活動方針

令和7年3月26日  
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第131条に規定された任務を果たすため、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いが確保されるよう、法の正しい理解の促進を図るとともに、法令及びガイドライン等の遵守状況を適切に監視・監督するなどの活動を行っている。

令和7年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

## 目次

I. 基本的な考え方	3
1. 個人情報保護法関係	3
2. マイナンバー法関係	3
3. 国際協力	3
II. 具体的な取組	4
1. 個人情報保護法関係	4
(1) いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討	4
(2) 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について	4
(3) 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組	4
(4) 監視・監督活動	5
(5) 個人情報等の利活用	6
2. マイナンバー法関係	7
(1) 監視・監督活動	7
(2) その他の監督活動について	8
(3) 保護評価	8
(4) 独自利用事務の情報連携	9
3. 国際協力	9
(1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築	9
(2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築	9
(3) 国際動向の把握と情報発信	9
(4) 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成	10
4. 共通事項	10
(1) 個別の政策分野における関係府省との連携	10
(2) 国民からの相談・苦情等への対応	10
(3) 広報・啓発活動	10
(4) 人材の育成・確保	11
(5) DXの推進	12
(別添) 個人情報保護委員会の国際戦略	13

## I. 基本的な考え方

### 1. 個人情報保護法関係

個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討を含めた個人情報等に関する国の政策の企画立案を進める。

さらに、事業者及び行政機関等（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）における個人情報等の取扱いに係る監視・監督権限を一元的に所掌する委員会として、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い効果的・効率的な監視を行う。また、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

### 2. マイナンバー法関係

事業者及び行政機関等における特定個人情報の取扱いに係る監視・監督権限を一元的に所掌する委員会として、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行う。

また、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に積極的に取り組む。

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）については、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定にのっとった運用を行うほか、同法第27条第2項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「評価指針」という。）の見直しに向けて準備を進める。

独自利用事務の情報連携については、その活用促進に資する取組を引き続き積極的に行う。

### 3. 国際協力

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化について、日本では委員会が中心となって取り組んできている。

令和7年度も引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す（別添「個人情報保護委員会の国際戦略」参照）。

## II. 具体的な取組

### 1. 個人情報保護法関係

#### (1) いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第10条において、政府は、「この法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされている（いわゆる3年ごと見直し）。

当該規定に基づき令和5年11月に検討を開始し、令和6年6月には「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表した。その後、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において主に課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度について議論を行うとともに、委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的な在り方に関わる次元の論点について有識者等へのヒアリングを行った。これらを踏まえ令和7年1月に制度的な論点を「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の各項目に再整理した上で、同年3月には、論点全体について、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示した。こうした制度的な論点について、引き続き、関係者との対話も重ねながら検討を進めていく。

#### (2) 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について

個人情報の保護及びその利活用のバランスの在り方は国民各層にとって重要な課題であり、その重要性は以前にも増して高まっている。そのようなバランスの在り方を考え、時代に即した個人情報保護制度の運用や見直し等を行うに当たっては、委員会として、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等について的確に把握していく必要がある。

このため、広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見を交換し、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進することにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的とし、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催する。

#### (3) 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正等により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に統合し、委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。

公的部門に係る規律が適用される行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供等を通じ、幅広い支援を行っていく。また、地方公共団体の機関の実務に即した研修を実施するなど、地方公共団体の職員の個人情報保護法に関する理解の促進を図る。

#### (4) 監視・監督活動

##### ① 監視・監督活動

個人データ及び保有個人情報の漏えい等事案の報告に対しては、各事案について効果的かつ効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないよう機動的に必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限行使する。そのほか、漏えい等事案の報告以外にも、個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）に寄せられる情報その他の情報を総合的に活用し、こうした不断の監視等により発覚した個人データ及び保有個人情報の不適切な取扱事案について、事業者及び行政機関等に対して指導・助言及び勧告を行うほか、必要に応じて報告徴収及び立入検査又は資料の提出の求め及び実地調査を行う。勧告に従った個人情報等の取扱いのは正がなされていない事業者に対しては、必要に応じ命令を行うなど、適時適切に監視・監督権限行使する。

監視・監督権限行使した事案については、事業者及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、個別事案の概要（不正アクセス事案については原因・攻撃別の内訳）等を四半期ごとに公表する。また、監視・監督権限行使した事案のうち、例えば、広く国民が利用しているサービスに関わるもので、個人の権利利益の侵害の蓋然性が高いものなど国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、個別名称を含めた事案の詳細の公表をその都度行うこととし、事案の概要、判明した事実関係、問題の所在、法律上の評価及び行政上の対応について説明することとする。

さらに、これらの監視・監督活動により、特定の分野や特定の類型などにおける漏えい等事案が確認された場合等には、必要に応じて当該対象（関連する事業者、業界、団体等）に向けた注意喚起等を行う。

行政機関等は、民間部門と異なり、法令等により個人情報等を取得する権限を有し、また、保有する個人情報が多大となり得ることから、透明性と信頼性の確保が特に重要であることを踏まえ、上記に加え、以下の調査を行う。

行政機関等に対しては、委員会において議決した調査計画に基づき、調査対象機関を選定して計画的な実地調査を行う。調査の実施に当たっては、マイナンバー法の規定に基づく立入検査と一体的に行う等、効果的かつ効率的に実施していく。また、全ての行政機関等に対し施行状況調査を実施し、安全管理措置の実施状況を含め個人情報等の取扱状況に関する基礎的な情報を把握し、その概要を公表する。

これらの調査により、委員会は、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされているか否かを明ら

かにし、機動的に必要な指導・助言、勧告等を行う。

### ② 執行協力に関する取組

個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増大しており、国内にある者に対してサービスを提供する外国所在の事業者からの漏えい等事案の報告も相当数あることから、当該事業者における個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある。このため、委員会も正式メンバーとして参加している国際的な執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（G P E N）の活動に積極的に貢献するとともに、外国執行当局との個別の連携を事務レベルで強固にすることで、執行協力における経験・知見を更に蓄積し、執行協力の体制強化を図ることにより、外国の事業者に対する確実な執行を目指す。

### ③ 効果的な監視・監督のための体制整備

個人情報の漏えい等をもたらすサイバー攻撃等の不正アクセスの手法は多岐にわたつており、適切かつ迅速な対応を可能とするため、令和6年度に続きサイバーセキュリティを専門とする事業者との間でアドバイザリ契約を締結し、サイバーセキュリティに係る事案の分析等の支援を依頼するとともに、サイバーセキュリティに関する職員の知見のかん養を図る。

サイバーセキュリティ関係省庁・機関との間で個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議を年1回開催するとともに、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するなどのために、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会を四半期ごとに開催する。

また、これらの関係省庁・機関との間で認識を共有した連携の仕組み（令和4年度に覚書等を締結・共有）に基づき、平時においては、教育研修、広報周知、必要な情報共有等の連携を行うとともに、不正アクセスによる漏えい等事案の報告等があった場合には、必要に応じて、共同で事実確認や対処を行うなど、緊密に連携して対応していく。

## （5）個人情報等の利活用

### ① 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

PPCビジネスサポートデスクにおいて、事業者等から寄せられる法解釈の相談に適切に対応するとともに、個人情報等の適正な利活用方法について、積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請の両立を図る。また、相談対応等を通じて得られた知見をガイドライン、Q & A及び事例紹介の形で一般化し、委員会ウェブサイト等を通じて広く周知することで、事業者等における個人情報等の適正な利活用に関する理解の促進を図る。

### ② 認定団体に関する取組

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）による自主的取組を支援するため、認定団体連絡会の開催や各認定団体との意見交換等を通じて、自主ルールの策定等認定

団体の役割・機能の強化につながるような情報提供や指導、助言等を継続的に行う。

また、法律・ガイドライン等の内容の周知徹底や認定団体制度についての理解の更なる深化のために、対象事業者向けの実務研修会やセミナー等を積極的に開催する。

さらに、特定分野型認定団体制度の活用推奨や、まだ認定団体が存在しない分野・業界への働きかけ等、認定団体制度の一層の認知度向上のために、認定を希望する団体からの相談対応等に取り組む。

### ③ 民間分野における自主的取組の推進

民間分野における個人情報の適正な取扱いに関する自主的取組を促すため、「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集」等の周知を行う等により、事業者の理解や意識の向上を図る。

## 2. マイナンバー法関係

### (1) 監視・監督活動

マイナンバー苦情あっせん相談窓口等に寄せられる通報、メディア報道等による各種の情報、保護評価書等を基に、平時においてマイナンバー法の遵守状況を確認するとともに、それらの不断の監視等により発覚した特定個人情報の不適切な取扱事案や漏えい等事案の報告等があった場合においては、各事案について効果的かつ効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないよう機動的に必要な指導・助言、報告徴収・立入検査等の監視・監督権限行使するほか、必要に応じて注意喚起等を行う。

監視・監督権限行使した事案については、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、個別事案の概要（不正アクセス事案については原因・攻撃別の内訳）等を四半期ごとに公表する。また、監視・監督権限行使した事案のうち、例えば、広く国民が利用しているサービスに関わるもので、個人の権利利益の侵害の蓋然性が高いものなど国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、個別名称を含めた事案の詳細の公表をその都度行うこととし、事案の概要、判明した事実関係、問題の所在、法律上の評価及び行政上の対応について説明することとする。

くわえて、上記の事案が発生しないよう、行政機関、独立行政法人等に対しては、マイナンバー法の規定に基づき、保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るもの等を除く。）に記録された特定個人情報の取扱状況や安全管理措置の実施状況について、委員会において議決した検査計画に基づき、検査対象機関を選定して定期的な検査を行う。

地方公共団体等に対しては、委員会において議決した検査計画に基づき、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の立入検査の結果、定期的な報告の結果等のリスク評価に有用な情報を分析し、優先度付けした上で、その中から、個人情報保護法の規定に基づく実地調査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して立入検査を行う。

また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等から、マイナンバー法の規定に

基づく定期的な報告を受け、特定個人情報の取扱状況及び安全管理措置の実施状況を把握する。

これらの検査・調査により、マイナンバー法及びガイドライン等に照らし、不適切又は違法な特定個人情報の取扱いを確認した場合、機動的に必要な指導・助言等を行う。

## (2) その他の監督活動について

サイバーセキュリティ関係省庁・機関との間で、特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会を開催する。また、これらの関係機関との間で認識を共有した連携の仕組み（令和4年度に覚書等を締結・共有）に基づき、平時においては、教育研修、広報周知、必要な情報共有等の連携を行うとともに、不正アクセスによる漏えい等事案の報告等があった場合においては、必要に応じて、共同で事実確認や対処を行うなど、緊密に連携して対応していく。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、監視・監督システムにより、不適切な情報連携が行われていないか監視を行う。また、不適切な情報連携の早期発見と抑止を図るため、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を図る。

## (3) 保護評価

### ① 全項目評価書の審査及び承認

令和7年度においても、引き続き、マイナンバー法第28条、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「評価規則」という。）及び評価指針に基づき、委員会に提出された行政機関の長等（地方公共団体等を除く。）の全項目評価書について、評価指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているか、記載されたリスクを軽減させるための措置等が国民の信頼の確保等の保護評価の目的に照らし妥当か、という観点から審査及び承認を行う。

### ② 評価指針の見直しに係る対応

令和5年度に行った基礎項目評価書の様式改正について、令和7年度末に経過措置期間が終了することから評価実施機関に十分な検討・対応を促すための支援を行っていく。くわえて、マイナンバー法第27条第2項の規定に基づく次回の評価指針の見直しに向け、評価実施機関における保護評価の運用実態等を把握するためのアンケートを行うなど、準備を進める。

### ③ 地方公共団体等における保護評価制度の適切な運用の確保

評価規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと整理された事務についても、保護評価が着実に実施されるよう評価実施機関へ働きかけ、必要に応じて指導・助言等を行う。

評価実施機関が公表した保護評価書や保護評価制度に関する照会の内容を分析して、保護評価を適切に運用するための留意点やリスク対策等について周知や助言を行い、評

価実施機関におけるリスク対策の向上を支援する。

委員会による地方公共団体等への立入検査の前に、保護評価書に記載された内容を基に検査観点を整理することにより、効果的に特定個人情報の管理状況を調査し、また、必要に応じて保護評価書の見直しを促すことで、評価実施機関におけるリスク評価・検証の精度向上を図る。

#### (4) 独自利用事務の情報連携

地方公共団体における情報連携の更なる活用を進めるために、添付書類の削減による利便性の向上や地方公共団体における業務の効率化・合理化というマイナンバー制度のメリットを広く周知していく。

また、地方公共団体が効率的に独自利用事務の情報連携に係る届出を行えるようにするため、独自利用事務システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き事務の効率化を図っていく。

そのほか、地方公共団体の要望を踏まえ、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加を検討する、届出が多い事例一覧や届出手順を示す等、独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講ずる。

### 3. 国際協力

#### (1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

委員会は、今年度も引き続きDFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援し、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進していく。同時に、グローバル規模の越境データ移転ツールの開発を目指し、グローバルスタンダードの形成に取り組む。

具体的には、①相互認証の枠組み（我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ移転枠組み）について、その対象範囲又は対象国及び地域の拡大、②国際的な企業認証制度の普及促進、③グローバルなモデル契約条項の導入、④無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の4点を優先課題として取り組んでいく。

#### (2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

関係各国及び地域との枠組みにおいて、グローバルな政策立案の議論に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、国境を越えた執行協力の体制を強化する。くわえて、事業者による越境事業活動の展開や同データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めていく。

#### (3) 国際動向の把握と情報発信

個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすと

とともに、収集した情報等については、国境を越えて活動する事業者等が利活用できるよう、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

#### (4) 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

上記施策の実現に向けて、委員会では国際業務体制の基盤強化を進めるとともに、国際業務に従事する職員の人材育成に取り組む。

### 4. 共通事項

#### (1) 個別の政策分野における関係府省との連携

各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、個人の権利利益の保護のため、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

#### (2) 国民からの相談・苦情等への対応

個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口に寄せられる個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応する。

また、個人情報保護法に関する質問に常時対応可能なチャットボットサービスについても、引き続き、利便性の向上を図る。

個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられたときは、当事者間の自主的な解決を促し、それが難しい事案であれば、必要に応じてあっせんに取り組み、苦情の適切かつ迅速な解決を促す。

さらに、これらを通じて把握した情報について、個人情報、特定個人情報等の適正な取扱いを図るための権限行使など委員会の各種活動への活用を促進する。

また、事業者又は行政機関等における個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱い、当事者間の自主的な解決に資するよう、総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況を四半期ごとに公表する。

くわえて、国民等向けサービスの更なる充実化を図るため、苦情の分析・整理等を行い、苦情に適切な対応ができるような体制・環境を強化しつつ、苦情相談機関等との連携・協力を図る等、「総合的な案内所」としての取組を引き続き推進していく。

#### (3) 広報・啓発活動

##### ① 国民等向けの広報・啓発

国民、事業者を始めとする幅広い主体に対して、説明会等への講師派遣や、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS及び多様なメディアを活用した積極的な情報発信を行う。特に、委員会公式YouTubeチャンネルを活用した動画による情報発信の充実化を図る。

また、委員会が参加しているAPPAP (Asia Pacific Privacy Authorities : アジア太平洋プライバシー機関)において取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekを「個人情報を考える週間」として令和7年5月26日から6月1日に設定し、個人情報の重要性等について広く国民を対象として集中的な広報活動を行う。

さらに、国民一人一人に対して、効果的なコンテンツやメディアを活用しつつ、個人が自らの個人情報等の保護や利活用についての認識や理解を高める取組を推進する。

このほか、主に小中学生を対象とした個人情報保護の大切さを伝える出前授業、こども向け広報キャラクターを活用した情報発信等を実施していくとともに、こうしたこども向け啓発の取組について更なる充実化を図るための検討を行う。

## ② 事業者、行政機関等向けの広報・啓発・研修

中小規模事業者に対し、漏えい等事案の報告及び本人への通知の義務化や、実態調査で把握した中小規模事業者の個人データの安全管理措置の問題点等を広く周知し、適切な取扱いを促す。いわゆる「闇バイト」による強盗事件等への対策の一環として、警察からの情報提供を踏まえ、国民が自らの個人情報を適切に取り扱うための広報啓発を更に推進する。

行政機関、独立行政法人等に対しては、各団体からの要望に基づき個人情報の適正な取扱いのための研修を実施するとともに、各団体の担当者向けのオンラインによる説明会を委員会において開催する。また、地方公共団体等に対しては、引き続きオンラインによる説明会を開催するほか、自治大学校等の研修機関等と連携し、様々な媒体を活用して、幅広い対象の多くの職員へ研修を実施していく。くわえて、地方公共団体等における研修の実施を支援するため、地方公共団体情報システム機構と共同で、受講者の階層別に安全管理措置等に係るオンライン研修コースを新たに提供する。

また、インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図るため、地方公共団体から参加希望を募り、漏えい等事案の初動対応の訓練を実施する。

さらに、人事交流の一環として、地方公共団体からの出向者を積極的に受け入れ、委員会における業務等を通じて得られた経験・知見を出向元の地方公共団体に還元することにより、地方公共団体における個人情報保護に係る取組の充実に寄与する。

## (4) 人材の育成・確保

多様な人材の活用と育成のため、個人情報の保護及び利活用並びにマイナンバーの取扱いに係る監視・監督並びに個人データの国際的流通枠組み構築への取組等の業務運営に必要な資質・職務遂行能力の向上を主な目的として、研修を実施するほか、職員を外部の専門機関等が実施する研修（情報セキュリティや語学等）にも積極的に参加させるなど、委員会内外の様々な機会を通じて人材育成に努める。

他府省等への出向や、在外公館、国際機関等への職員派遣を拡充し、人事交流を活発化することで、職員の専門的知識やスキル等を向上させるとともに、幅広い視野と多角的な視点を持った人材を育成する。

新規採用職員に対しては、チューター制度により豊富な知識と業務経験を有する職員が年間を通じて個別的な支援活動を行う。また、個人情報保護に関する資格の取得を強く推奨することにより、今後の委員会業務の前提となる知識の着実な定着を図る。

近年の個人情報漏えいの事件・事故は、情報システムの不備や脆弱性、サイバー攻撃に

よるもののが増えており、これに対応する事務局職員には、特にＩＴ・セキュリティの知見が不可欠であることから、幅広い年齢層の職員に、その素養を向上させる取組を重点的に実施する。

まず、サイバーセキュリティ分野における対応能力を習得及び向上させるとともに「政府機関におけるデジタル改革に必要なＩＴ・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針（令和3年7月6日サイバーセキュリティ対策推進会議・各府省情報化統括責任者連絡会議決定）」に示された政府デジタル人材を確保・育成することを目的として、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修やＩＴリテラシー・セキュリティに関する研修等へ積極的に参加させ、専門的知識の習得や政府デジタル人材のスキル認定を行う。

また、ＩＴ・セキュリティ分野へのリスクリング（知識・技術の再習得）を支援するため、経済産業省が実施する「情報処理技術者試験」の受験を強く推奨し、受験費用、資格取得後の維持費用の支援を行う。

令和元年度から開始した、情報システム関連業務における課題解決等のスキルの習得を目的としたＩＴ研修は、実践的なプログラミング演習に加え、最新のデジタル技術の動向等、社会状況の変化に対応できるよう研修内容を見直しながら実施する。

人材確保については、法律分野だけでなく、特に情報通信技術に知見のある学生及び職務経験者を確保するため、採用説明会や採用案内パンフレット等において、技術系の事務局職員のインタビューやキャリアパスの掲載を行い、新規採用及び中途採用を問わず幅広い層から人材を確保する。また、将来的に組織の中核を担う人材を確保するため、令和6年度（令和7年度採用分）から開始した総合職採用を継続する。

#### （5）DXの推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、委員会においても、社会を取り巻く環境の変化に対応していくために、業務の付加価値生産性や持続可能性を向上させるべく、専担の人員を配置した上で、これまでのシステム面の効率化にとどまらず、制度・業務・システムが最適化されたるべき姿を構想し、DXを推進する。

## 個人情報保護委員会の国際戦略

令和7年3月26日  
個人情報保護委員会

### 1. 背景

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（D F F T : Data Free Flow with Trust）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるD F F Tの推進及び具体化について、日本では個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が中心となって取り組んできている。

委員会は、令和6年11月に「第62回APPA（Asia Pacific Privacy Authorities：アジア太平洋プライバシー機関）フォーラム」及び関連サイドイベントを主催し、関係各国及び地域の個人情報保護当局に加え、事業者や有識者をも交えたマルチステークホルダーによる議論を主導するなど、D F F Tの推進に向けた検討を深めた。同会合においては、個人情報保護に関する法制度や執行状況について、最新の動向を踏まえた議論や情報交換も行われ、アジア太平洋地域におけるこの分野に関する対話の深化と、国際的な協力関係の強化に寄与する成果をもたらした。

また、委員会は、令和6年の第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて、既存の企業認証制度の比較作業に貢献し、同年10月のGPA（Global Privacy Assembly：世界プライバシー会議）においても、この動きと呼応する形で、D F F Tに関する議論を重ね、これまで行ってきた作業成果として「信頼性のある自由なデータ流通及びグローバルなデータ流通の効果的な規制に関する決議」の採択に参画するなど、国際場裏でのD F F T概念の普及及び具体化に向けた取組の進展に大きく寄与した。

委員会は、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

以上を踏まえ、令和7年度以降の委員会の国際戦略について、次のとおり定める。

### 2. 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築（柱1）

委員会は、D F F Tの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援し、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進していく。同時に、グローバル規模の越境データ移転ツールの開発を目指し、グローバルスタンダードの形成に取り組む。

#### （1）相互認証の枠組みの更なる発展

我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ移転枠組みである相互認証の枠組みについて、引き続き委員会の最優先課題として、対象範囲又は対象国及び地域の拡大に取り組んでい

く。

- 日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、令和3年の個人情報保護法改正を踏まえた学術研究分野及び公的部門への対象範囲の拡大に係る協議の早期妥結と、令和7年度内の発効を目指す。
- その上で、相互認証の枠組みの更なる拡大に向け、基本的な価値観を共有する他の国及び地域との間において、新たな相互認証の枠組みに向けた協議を開始する。

#### (2) 国際的な企業認証制度の普及促進

グローバル越境プライバシールール（CBPR : Cross Border Privacy Rules）フォーラムを中心に、国際的な企業認証制度に係る議論を主導するとともに、同フォーラムへの参加促進に積極的に取り組む。

- グローバルCBPRフォーラムによる企業認証制度（グローバルCBPRシステム）について、認証基準の充実等に関する議論に貢献する。
- ワークショップへの参加・登壇といったアウトリーチ活動を通じて、関係各国及び地域並びに事業者のより一層の参加拡大に向けた取組を進める。
- 国内におけるグローバルCBPRシステムの普及を目的として、シンポジウムの開催や企業調査等を実施するとともに、新たな認証機関の参入、認証取得による利点の明確化などに取り組むことで、事業者による認証取得を促進する環境を整備する。

#### (3) グローバルなモデル契約条項の導入

グローバルなモデル契約条項については、関係各国や地域と協力しつつ段階を踏みながらその導入を目指すこととし、まずは、委員会としてグローバル規模で、ニーズ、先行事例等の調査を行うよう取り組んでいく。

- 価値観を共有する関係各国及び地域と共に、既存のモデル契約条項について、共同の調査を行う。
- G7、GPA等の多国間及び地域間の枠組みにおける取組に関し、情報の収集・発信等を行い、積極的に貢献していく。

#### (4) 個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応について、OECDプライバシーガイドラインへの反映を始めとする国際的な枠組みにおける対処に向けた取組を継続する。

- OECD加盟国等により採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、非加盟国等への普及に向けて取り組む。

### 3. 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築（柱2）

関係各国及び地域との枠組みにおいて、グローバルな政策立案の議論に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、国境を越えた執行協力の体制を強化する。くわえて、事業

者による越境事業活動の展開や同データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めていく。

(1) 多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係の強化

- G7ラウンドテーブルで得られた成果をG7の統一的な意見（Unified Voice）として取りまとめ、その影響力をいかして、GPA、APPアフォーラムといった他の国際会議において展開し、新たな決議等として共通の視点を拡げていく。
- 上記の国際的な枠組みのほか、民間団体主催の会合等にも積極的に参加し、引き続き多方面において委員会の取組を発信するとともに、それらに参加する関係各国及び地域のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等との間で、国際的な個人データ保護の促進や強化等についての意見交換や情報交換を実施する。

(2) 二国間及び多国間協力関係の強化及び構築

- 関係機関等との連携を推進し、個別の執行事案について、必要な時に必要な協力が確実に得られるよう、協力関係の更なる強化に取り組む。
- 令和5年10月に英国との間で締結した個人情報保護に関する協力覚書（MOU：Memorandum of Cooperation）を意義ある先例と位置付け、MOU締約国及び地域の拡大に向けて、価値観を共有する関係各国及び地域との間で、新たなMOU締結を進める。
- アジア太平洋地域等を優先対象とし、個人情報保護法制の整備に係る支援等の技術協力を含む個別具体的な二国間及び多国間の協力をを行う。

#### 4. 国際動向の把握と情報発信（柱3）

個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすとともに、収集した情報等については、国境を越えて活動する事業者等が利活用できるよう、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

(1) 国際動向の把握

- 関係各国及び地域の個人情報保護機関並びに個人情報保護関連の民間団体及び専門家とのネットワークの構築及び発展を目指す。
- 技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報又は問題意識について情報交換を図り、世界の最新の動向を踏まえつつ、我が国の政策立案にいかしていく。

(2) 情報発信

- 委員会が収集した情報については、広く対外発信し、国境を越えて活動する事業者が利活用できるようにする。
- 特に、昨今の国際情勢、事業者のニーズ等を把握した上で、海外の個人情報保護法制に関する調査を実施し、その内容について情報提供を行う。
- 委員会における取組について、関係各国及び地域のデータ保護機関等や、海外の有識

者及び事業者等に理解を深めてもらうよう、委員会のホームページなどを用いて、国際的な情報発信に努めていく。

## 5. 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

上記の国際戦略の実施に向けて、委員会では国際業務体制の基盤強化を進めるとともに、国際業務に従事する職員の人材育成として、以下の能力に着目し、その向上を図っていく。

### (1) 国際業務体制の基盤強化

- 引き続き先端技術や国際執行協力等の業務を適切に実施するための人員の確保を図る。
- 関係各国及び地域のデータ保護機関や国際機関等と対面での定期的なコミュニケーションや情報収集等のため、既に派遣している国際機関や在外公館に加え、データ保護機関等海外への職員派遣を検討する。

### (2) 国際業務に従事する職員の人材育成

- 委員会の施策を世界に向けて正しく発信できるプレゼンテーション力の強化
- 国際会議等において議論をリードできるファシリテーション力の強化
- 生成AI・プライバシー強化技術（P E T s : Privacy Enhancing Technologies）等先端技術を始めとする個人情報保護に関する最新の動向についての情報収集力の強化 等

（以上）